

今ノモル八日ヨリ今日迄数度ノ要求書ヲ提出シ各
 等ノ失業ヨリ生スル不安ヲ訴ケル工場主ハ何等ノ
 陪償イラズ工場ヨリ隠逃スルハト多ク我等カ代表ニ交
 渉セムトスルモ得可ラス休業ニ休業ヲ宣告シ我等ノ
 歩存ツ益花々セントス諸氏ハ今日迄当工場ノ被仰トシテ
 我等モ之ヲ是認シ諸氏モ自ラ認メラレ居ルモ諸氏カ今
 日迄ノ態度ト行動ヲ被仰トシテ吾人適ラ知ル人間トシテハ
 余リシ視線成コレヲ諸氏ノ中ニハ最初武ハ中ニテ宣言シ
 或ハ労働者ノ立場ニ同情ナル等ノ言語モ今日迄言ハ過
 キヤルノミナラス其心隔ノ地有ナル言語ニ絶スルモアリ今
 諸氏ノ語キタル全脚ヲ諸氏ノ命ニ吸スル不能情勢既ニ
 新クノ如クナルヲ以テ諸氏ニシテ良ハアリ人適ラ望ニセ
 ント欲スレバ自ラ処来シ諸氏ノ責任ヲ明セラント望ム

大正十一年二月十六日

之黨労働党大改造船労働組合

小野鉄造船所造機部被仰者後藤田正毅
 諸君

辭表第〇〇〇〇號

大正十一年二月十八日

大阪府知事 池松野和

内務大臣 森次竹二郎殿
 農商務省 工務局長殿
 警視總監 岡喜七郎殿
 京都府 支那縣知事殿
 大阪府 支那縣知事殿

川野鐵造船所ニ於ケル労働
 單議ニ關スル件 (第七報)

休業ツ言渡ガレオカラ尚一昨オ文日モ出勤シ
 職上ノ急務ハヤ召リ工場係員ノ諭示ニヨリ
 今午後二時漸ク退場セシトハ既報如ク之等
 職上ノ急務ハヤ召リ工場係員ノ諭示ニヨリ
 職上ノ急務ハヤ召リ工場係員ノ諭示ニヨリ
 職上ノ急務ハヤ召リ工場係員ノ諭示ニヨリ